



利用の仕方、知っていますか？

# 病児・病後児保育室



甲田いづみこども園内には、病気のお子さんを一時的に預かる「病児・病後児保育室いちご」があります。お子さんが病気の回復期、また回復に至らない事が理由で保育所の登園や一時預かりができない場合、ぜひ利用してください。利用するためには、事前に「利用登録」が必要です。

## まずは 利用登録

「登録申請書」に記入し、甲田いづみこども園に提出してください。  
いざという時のために早めに手続きをしておいてください。  
※登録申請書は、甲田いづみこども園、子育て支援課、各支所に用意しています。

## いざ 利用する際の流れ

### 予約

利用したい日の前日17:00までに電話で予約してください。  
病児・病後児保育室いちご  
☎45-7270

### 受診

利用する前日または当日に、増田ファミリークリニックまたは、かかりつけ医を受診してください。医師により利用可能と判断された場合は「診断情報提供書 兼 医師連絡票」に記入してもらってください。  
※「診断情報提供書 兼 医師連絡票」は利用登録時に渡されます。

### 利用開始

「利用申し込み書」に必要事項を記入し、「診断情報提供書 兼 医師連絡票」を添えて、病児・病後児保育室いちごに提出してください。薬が処方されている場合は「与薬依頼書」と薬の内容が分かる物も提出してください。病状などの聞き取りや、持参物の確認後、利用開始となります。

## 病児・病後児保育室いちご(甲田いづみこども園内)について

対象児童	「回復期」または「回復期に至らない場合」の、生後6か月から小学3年生まで
定員	3人
時間	月～金9:00～17:00 ※土日・祝日、年末年始を除く ※連続して5日まで利用可
料金	・1日利用 2,000円 ・半日利用(4時間) 1,000円
対象の病気	●感冒(かぜ)、消化不良症など、乳幼児が日常かかる疾患 ●ぜんそくなどの慢性疾患 ●骨折ややけどなどの外傷性疾患

下記の症状の場合は利用できません。

●学校保健法で医師の登園許可書が必要と定められている伝染病/インフルエンザ※、麻疹、百日咳、風疹(三日ばしか)、水痘(水ぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、咽頭結膜炎(プール熱)、結核、髄膜炎菌性髄膜炎 ●新型コロナウイルス感染症 ●38.5℃以上の発熱が続いている ●下痢、嘔吐がひどい ●脱水症状がある ●咳がひどく、呼吸困難がある ●食欲がなく、飲んだり、食べたりできない ●その他に、医師により利用が困難と判断された場合 ※インフルエンザに関しては、利用を希望する日の朝9:00の時点で、他の疾患による利用がない場合に限り、利用可能です(A型とB型のどちらか)。

## ほか市町との相互利用もOK

勤務地の近くなど、利用しやすい市町の病児・病後児保育室を選択できます(料金などは各施設に問い合わせください)。

〈相互利用可能市町(2024年度)〉広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、飯南町、川本町、邑南町

●病児・病後児保育室いちご(甲田いづみこども園内)  
甲田町高田原2500-3 ☎45-7270

子育て支援課 児童福祉係 ☎お太助フォン47-1283

## 命を守る! 住宅用火災警報器の設置と作動確認を

家庭内での火災による煙の発生をいち早くキャッチし、知らせてくれる住宅用火災警報器。市内の設置率は上がっているものの、作動確認をしていないというケースが多くあります。大切な命や財産を守るために、住宅用火災警報器について正しい知識を身に付けてください。



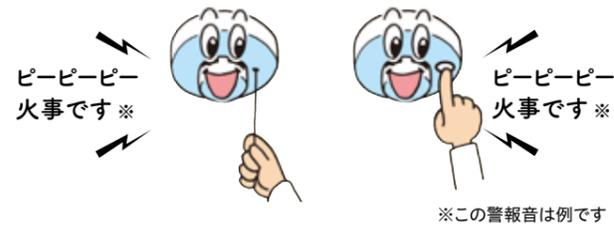
住宅用火災警報器の設置状況について、市民モニターを実施しました。皆さんのご意見にお答えします。

### 作動確認していないので、実際に鳴るか分からない。

いざというときにきちんと機能するよう、日ごろから作動確認をしてください。

### 作動確認の仕方

#### 正常な場合の鳴り方



ボタンを押しても(ひもを引いても)作動しないときは、「電池切れ」か「機器が故障している」可能性があります。



電池がきちんとセットされているか確認してください。それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」ですので、速やかに電池や機器本体を交換してください。

(出典)一般社団法人 日本火災報知機工業会

条例で義務付けられているのは知っているが、市の調査があるわけでもないので、未設置です。設置率100%を目指すためには、もっと強い啓発が必要なのは。

市民モニターの結果、設置率は80.7%でした(全部設置+一部設置)。全ての家庭に設置されるよう、今一度、広報活動に力を入れていきます。

市民モニター集計結果はこちら ▶

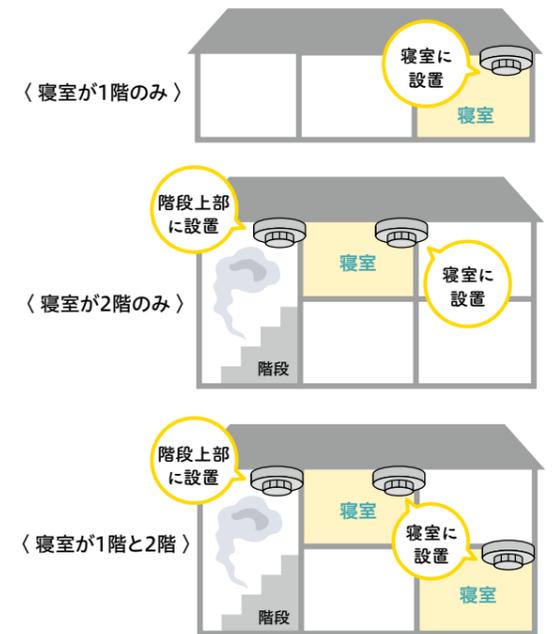


台所や土間、廊下には設置しているが、火災発生の可能性の低い寝室には設置していない。

住宅火災の死亡は逃げ遅れが最も多く、死者数は就寝時間帯が最多。必ず、寝室に設置してください。

### 設置が義務付けられている場所

- 寝室
- 寝室が2階にある場合は 階段の上部



オール電化なので台所は少し安心している。

オール電化でも、IHコンロから火災が発生する場合があります。フライパンの油が燃えるなど調理方法による問題や漏電などです。

なかなか全部屋に設置することが難しい…。

基本的には、寝室と寝室がある階の階段上部に設置する必要があります。

火災には特に気を付けているつもりだ。

冬は暖房器具を使う機会が多く、空気も乾燥しているため、火災が発生しやすい季節です。引き続き注意してください。

